

特別職国家公務員への道 自衛隊への進学・就職案内

■陸上自衛隊高等工科学校説明会
日時：10月15日(日)10時～12時
場所：平良地方合同庁舎(2階会議室)

自衛官募集しています。
ご相談は、下記へいつでもご連絡ください！

自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所
住所：宮古島市平良字下里1016番地
☎72-4742

代表メールアドレス：
okinawa.pco.miyako@rct.gsd.f.mod.jp



法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化されます！

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます(※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される場合があります。)

所有者が亡くなったのに相続登記がされないために、登記簿を見ても持ち主が分からず、公共事業や災害の復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引も進められないといった問題が生じています。

そこで、所有者不明土地問題を解決するため、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度など、様々な制度がスタートします。

詳しくは、那覇地方法務局宮古島支局にお問い合わせください。

那覇地方法務局宮古島支局
☎0980-72-2639



広告

高齢者活躍人材確保育成事業 (公社)沖縄県シルバー人材センター連合

会員募集中 !!

健康で働く意欲のある
60歳以上の皆様へ

毎月入会説明実施中！ お問い合わせ下さい

(公社)宮古島市シルバー人材センター
TEL(0980)72-8495

税務課資産税調査係からのお知らせ

相続人代表者指定届について

賦課期日(1月1日)以降に所有者の方が亡くなられた場合、税に関する書類を代表して受領する方(以下「代表者」といいます。)を相続人の中から指定して頂くことができます(地方税法第9条の2)。

代表者が定められていない場合や代表者が亡くなられた場合に、相続人のおひとりに書類を送付しますので、代表者を指定する場合は、相続人のみなさまにてご確認の上、「**相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)**」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産現所有者申告について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

同法第384条の3及び宮古島市条例第74条の3の規定により、「(相続人代表者指定届兼)固定資産現所有者申告書」のご提出をお願いいたします。

※書類は、市HPからのダウンロード、税務課でのお渡しも可能です。

固定資産の使用者課税について

固定資産の所有者の存在が不明である場合、その使用者に対して固定資産税を課税することができます(地方税法第343条第5項)。

当該固定資産の使用者を確認するために、固定資産使用状況のご確認について、使用者又は関係者に情報提供をお願いすることがあります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

固定資産納税通知書及び納付書送付について

所有者の方が亡くなられた場合、固定資産現所有者(以下「相続人」といいます。)の方がその納税義務を承継することとなります(地方税法第9条)。

本市が所有者の方の賦課期日までの死亡を知り、かつ、賦課期日までに不動産の相続登記が完了していない場合は、相続人全員に納税通知書を送付することとなります(地方税法第9条第4項)。

納付書につきましては、相続人代表者指定届にて届出があった代表者又は本市で定めた相続人に同封しますので、相続人でご確認の上納付をお願いいたします。

なお、本市の相続人調査状況により、相続人のうちの一部の方への送付(納期限2期(7月31日)以降での送付含む。)となる場合がありますので、ご了承ください。

税務課 資産税調査係
☎72-3751(内線2448、2451)

消費者相談 迷ったら相談しよう！

～日本年金機構を装って、未納分の支払い督促するSMSに注意！！～



携帯電話に、SMS(ショートメッセージ)で国民年金保険料の支払い通知が届いた。未払いがあったので、確認するためにメッセージに添付されていたURLをタップしたところ、5万円が未納で、電子マネーで支払うよう書かれていた。コンビニの端末を使って電子マネーで送金したが、その後も同様なメッセージが届いたので不審に思っている。



日本年金機構ホームページでは、「日本年金機構を装った不審なSMSにご注意下さい」と注意喚起がなされており、「SMSでの通知は行っていない」と書かれています。メッセージに記載されているURLは詐欺サイトに繋がるアドレスです。SMSやEメール等に記載されたURLや電話番号は無視して下さい。電子マネーで支払った場合は、早急に電子マネーカード会社に残金の返金や今後の対処方法について相談し、警察にも連絡して下さい。



沖縄県消費生活センター宮古分室 ☎0980-72-0199(9~12時/13~16時) ※平日のみ
宮古島市地域振興課 消費者相談窓口 0980-73-2695

伊良部島でⅢ型給水栓による 農業用水供給！

平成31年4月より供用している牧山ファームポンド地点のⅢ型給水栓に続き、令和5年5月より、上原ファームポンド地点及び仲地副貯水池地点に設置したⅢ型給水栓によるかんがい用水の暫定供給が開始されました！！

【コイン販売機設置場所】

宮古土地改良区
城辺JA
宮古島市役所伊良部出張所

【コイン料金】

100円：5枚
500円：25枚

問 農村整備課 整備係 ☎0980-79-7812



令和4年度分 土地改良事業受益者 分担金の納付書を発送しました！

土地改良事業受益者分担金の納付書を発送致しました。期限内の納付をお願いします。

納付期限

12月22日(金)

問 農村整備課 業務係 ☎0980-79-7812

不法投棄禁止について

ごみの不法投棄は犯罪です

ごみの不法投棄を行うと、「廃棄物の処理および掃除に関する法律」により5年以下の懲役・1千万円以下(法人は3億円以下)の罰則が科せられます。

※違法行為をやめましょう。

日頃から、市民の皆さんが協力して不法投棄をされない環境づくりをすることも大切です。ごみを捨てられない為に、管理する土地の草刈りを行ったり、周りに柵を設置したり、簡単に出入りされないようにチェーンなどを使ったり、自衛策を講じ適正な土地の管理をお願いします。

不法投棄が行われ、投棄者が判明しない場合は、土地の所有者・管理者がごみの撤去・処理を行わなければなりません(廃掃法第5条「清掃の保持」による)。不法投棄防止にご協力ください。 問 環境保全課 ☎79-5283



無料出張相談会を定期的に開催しています。

日程についてはお電話にてお問合せ下さい。

沖縄弁護士会所属
弁護士 長尾 大輔(宮古島で7年余り勤務していました)

浦添事務所 〒901-2102 沖縄県浦添市前田1061番地グランドラール・グスク3号室
tel. 098-988-0217 fax. 098-988-0219 「そらうみ 弁護士」で検索

広告